

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、透明性が高く、効率的で健全な企業活動を目指すことを基本方針としております。この方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識するとともにコンプライアンスを強化し、株主・顧客・企業価値を最大化すべく体制の整備・構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-2. ① インセンティブ報酬】

経営陣の報酬見直しを検討しております。中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬の導入等も含めて検討しております。導入等が決定した際には速やかに公表する予定です。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、コーポレートガバナンスを強化すべく社外取締役を2名選任してまいりましたが、第48期定時株主総会終了後、社外取締役は1名となっております。社外取締役は各取締役や監査役と積極的に意見交換を行い、取締役会においては、各人の専門的な知見に基づく自由闊達な議論がなされており、現状においても取締役会としての経営の監視・監督の機能を十分に発揮しているものと考えております。従いまして直ちに複数名の社外取締役を選任する必要性はないと考えておりますが、取締役会において、社外取締役の増員を検討すべき今後の課題と認識しております。

【補充原則4-10. ① 任意の諮問委員会の設置】

当社は、取締役の指名・報酬などに係る事項については、独立社外取締役を中心とした委員会などを設置していないものの、下記原則3-1に記載のとおり、指名・報酬決定の基本方針に基づき取締役会で決議することとしています。また、取締役会の構成員である独立社外取締役が、取締役の指名・報酬に関し、独立性・客観性のある意見を述べるができる環境を整えています。

このような環境のもと、現在は独立した諮問委員会の設置は行っておりませんが、今後の当社の指名・報酬などについてのあり方を考えるうえで、設置の必要性を検討してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役の総数は9名であり、当社事業について専門知識・能力を有する当社グループ出身の常勤取締役4名・当社グループ以外の業務経験が長い常勤取締役4名・業務執行に携わらない取締役1名（うち、独立社外取締役1名）で構成されております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役会全体としては、知識・経験・能力のバランスや多様性を確保した体制であると考えております。また、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切であると考えております。取締役の選任にあたっては、社内外を問わず、知識や経験、経営者としての資質等を総合的に判断しております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現在、中期経営計画の策定に取り組んでおります。当社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関する具体的な施策を検討してまいりましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業への影響について不透明であるため、具体的な数値計画の設定ができていない状況です。具体的な計画が策定出来た際には、速やかに公表する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、中長期的な取引関係の維持、強化、連携等を通じ当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断する株式を保有していく方針といたします。

毎年、取締役会において、保有する全銘柄について保有目的、取引状況等について精査し、保有の適否について検証いたします。（なお、見直しの結果、2018年度に一部保有株式を売却いたしました。）

議決権につきましては、当社及び当該会社の企業価値を毀損させることがないか、中長期的な企業価値向上に資するか各議案ごとに総合的に判断し、適切に行いいたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

関連当事者取引等につきましては、原則実施しない方針であります。業務の都合上やむを得ず実施する場合につきましては、当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引条件が妥当であるか、質的・金銭的に重要であるかどうか等を踏まえ、取引の必要性を総合的に判断することに留意して、取引を行う方針であります。

また、関連当事者取引を行う場合は、総務部において取引内容の把握を行った上で当該取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性を当社代表取締役社長（ただし、代表取締役社長が当該取引に関連する場合には代表取締役会長）が慎重に検討し取引可否の判断を行った上で取締役会の議案として上程され、承認を得られた取引が開始可能となることを「関連当事者マニュアル」にて規定しており、取引の適正性を確保する体制を構築しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金を採用しており、企業年金の管理・運用に関してスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関と契約を締結しております。運用実績に関する定期的な報告を通じて、総務人事担当者がモニタリングを行っております。また、運用機関に議決権行使を一任しており、企業年金の受給者と当社との間に利益相反は生じません。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(i) 会社の経営理念、経営戦略および経営計画

経営理念

環境保全と循環型社会に貢献する企業であること

経営方針

1. 快適な都市生活と資源の循環を推進するため適正な廃棄物処理と資源リサイクルを業とします
2. お客様から信頼される質の高いサービスを提供します
3. 関係する行政、企業、地域との共生を図ります
4. 持続発展をめざし、株主と社員を大切にします

経営戦略

創業以来の経営理念を事業活動の中心に据え、循環型社会の構築・環境保全を追及するとともに、遵法精神を常にもって行に臨むことにより、着実な成長を目指してまいります。個々の事業の成長戦略は以下のとおりであります。

1. 収集運搬・処分事業

廃棄物に関する高い知識を備えた営業担当者により、徹底した法令遵守による安心を提供し、循環型社会の構築・環境保全への貢献とともに適切な廃棄物処理を提案し、着実な顧客数の増加を図ります。

2. リサイクル事業

リサイクルセンターの改廃・拡張、分別の徹底による品質向上、新たな資源化ルート開拓等により、リサイクル率向上とさらなる再資源化を推し進めるとともに、法令に則った安全な収集運搬・処分事業及び行政受託事業との連携を図ります。今般、行政受託事業におけるニーズに対応すべく板橋区に新たなリサイクルセンターを稼働させ、東京23区に8か所のリサイクルセンターを有する体制となり、一層の再資源化に努めてまいります。また、従来、廃棄物として処理せざるを得なかった品目についても、分別を徹底して品質を高めるとともに、新たな資源化ルートの開拓を進めることにより、さらなる再資源化に努めてまいります。

3. 行政受託事業

専任の営業担当の設置、リサイクルセンターの新設・拡張を行うとともに、当社独自の不燃ごみ事業における選別資源化方法を中心に提案し、新たな受注を増加させ成長を図ります。

経営計画

中期経営計画につきましては、現在、策定中です。

本来、中期経営計画の根幹となる成長戦略は次のとおりとなっております。

1. 経営基盤の拡充

「リサイクルセンターの拡充」「情報化への投資」「運搬力の強化」「人材の確保と教育」

2. 行政受託の拡大

「不燃ごみ事業の拡大」「不燃ごみ以外の新たなごみ処理の開発」

3. 企画・開発の強化

「営業力(営業基盤)の強化」「マーケティング・リサーチ」「業務提携」

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、上記「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「II. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役及び監査役候補の指名に際しては、経営もしくは監査に携わる者として高度な人格と資質を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の増大に資する者であることを重視しております。手続は、取締役会にて審議、決定しております。なお、役員として求める資質や職務遂行能力を満たさない場合は、当該役員の解任に関する株主総会議案の内容ならびに代表取締役の地位の解任を取締役会にて審議、決定いたします。また、当社では、CEOを選任しておりません。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社株主総会招集通知に記載のとおりであります(解任については、解任事由が発生した場合のみ)。招集通知については、当社ウェブサイトにて公表しています。

[補充原則4-1. ① 取締役会の決定事項等]

当社は、取締役会規程を制定し、法令並びに定款に定めるもののほか、業務執行上の重要な事項について、取締役会の決議にて決定しております。それ以外の事項については、職務権限規程により、代表取締役社長あるいは下位の職位の者に対する委任の範囲を明確にしております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の独立役員の独立性判断基準につきましては、「株式会社東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たした上、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者」としております。一般株主との利益相反の生じるおそれがあるか否かについては、資本的関係・人的関係・取引関係を十分に検証し、総合的に判断することとしております。また、当社の独立役員の選任基準は、「上記の独立性判断基準を充足し、客観的な視点から当社の経営・内部統制・コンプライアンス等に適切な意見を述べるができること」としております。

[補充原則4-11. ① 取締役会の多様性等に関する考え方]

当社取締役の総数は9名であり、当社事業について専門知識・能力を有する当社グループ出身の常勤取締役4名・当社グループ以外の業務経験が長い常勤取締役4名・業務執行に携わらない取締役1名(うち、独立社外取締役1名)で構成されており、取締役会全体としては、知識・経験・能力のバランスや多様性を確保した体制であると考えております。また、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切であると考えております。取締役の選任にあたっては、社内外と問わず、知識や経験、経営者としての資質等を総合的に判断しております。

[補充原則4-11. ② 取締役・監査役の兼任状況]

当社取締役・監査役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知において開示しております。当社では、他の上場会社の役員を兼任している取締役・監査役はございません。

〔補充原則4-11. ③ 取締役会の実効性評価〕

当社は、取締役会の機能の向上を図るべく、2020年度の実効性の分析・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりであります。

＜分析・評価方法＞

取締役および監査役を対象としたアンケートの集計結果に基づき取締役会にて討議を行いました。

＜アンケート項目の概要＞

取締役会の構成・取締役の人数、開催回数・時間、審議事項・議案内容、取締役の報酬

＜評価結果の概要＞

- ・取締役会の開催回数、時間は適正であること（実効性確保の確認）
- ・取締役会の審議事項、議案内容は適正であること（実効性確保の確認）
- ・取締役会の議案、資料は適正であること
- ・検討すべき今後の課題として次の項目を取締役会において認識（課題）
 - － 社外取締役の増員、取締役の業績連動報酬制度の導入－

〔補充原則4-14. ② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、取締役・監査役が、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすため、外部セミナーやeラーニング等を活用し、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める方針としております。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を

行うため、経営企画・総務・経理の各部署が連携すべく情報共有する体制を構築し、取締役総務部長が統括しております。

定期的な決算説明会を開催するとともに、当社ホームページにてIR情報を掲載してまいります。対話を通して得られた株主の意見や懸念を、必要に応じて経営陣幹部や取締役会にフィードバックするよう努めてまいります。

インサイダー取引防止規程に則り、インサイダー情報について適切に管理してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤居 秀三	2,500,000	15.75
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,766,100	11.13
要興業社員持株会	1,215,700	7.66
日本生命保険相互会社	850,000	5.35
大星ビル管理株式会社	750,000	4.72
大星ビルメンテナンス株式会社	750,000	4.72
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	627,900	3.95
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	429,900	2.70
藤居 幸弥	350,000	2.20
株式会社三菱UFJ銀行	300,000	1.89

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 前事業年度末において主要株主でなかったシンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドは、当事業年度末では主要株主となっております。

2. 持株比率は、自己株式42株を控除して計算しております。

3. 2021年5月7日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドが2021年4月26日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

〔氏名又は名称／住所／保有株件数／株券等保有割合〕

シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド／シンガポール 048624、UOBプラザ #24-21、ラッフルズ・ブレイス80／3,309,700株／20.85%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社においては、当社の意思決定並びに独自の経営判断を妨げる「重要な営業上の取引」及び「人的関係」はなく、一定の独自性が保たれており、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はないものと認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齊藤 陽三	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤 陽三	○	社外取締役齊藤陽三氏は、当社の収集運搬・処分事業における販売先並びに当社のリサイクル事業における仕入先である株式会社三徳にて平成19年3月より平成23年2月まで代表取締役を務めておりました。（平成25年2月まで取締役を務めておりました） 株式会社三徳と当社との間には、年間41百万円の販売取引及び同3百万円の仕入取引（2021年3月期実績）が存在しています。	当社が定める「独立性判断基準」をクリアしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 取締役会等の場において、経営・内部統制及びコンプライアンスに関する的確な助言を行ってきた実績を踏まえ、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしており、引き続き、取締役として適任と判断し選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、及び内部監査部門（内部監査室）は、三者で連携をして監査を遂行しております。
内部監査室と監査役会は相互に監査計画の情報共有を行い、毎月内部監査室が監査役会に監査実施状況・結果内容について報告を実施し、また、監査役会も適宜監査役監査の情報を内部監査室に提供しております。なお、監査役会と会計監査人は、定期的に情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒崎 誠	他の会社の出身者										△			
村谷 晃司	弁護士										△			
今井 正美	その他										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒崎 誠	○	当社の主な取引銀行の一つである株式会社三菱UFJ銀行にて2012年12月まで勤務しておりました。 当社は、株式会社三菱UFJ銀行に対して307百万円の借入金（2021年3月末実績）が存在しています。	当社が定める「独立性判断基準」をクリアしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 金融機関出身者としての豊富な経験に加え、他社常勤監査役を務めた経験より、当社の監査体制のさらなる強化が期待され、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしていることから、監査役として適任と判断し選任いたしました。

村谷 晃司	○	当社が顧問弁護士契約を締結しているフェアネス法律事務所の弁護士で、当社の主担当として従事しておりました。現在は、当社の主担当は別の弁護士が務めております。	当社が定める「独立性判断基準」をクリアしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 取締役会等の場において、経営・内部統制及びコンプライアンスに関する的確な助言を行ってきた実績を踏まえ、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしており、引き続き、監査役として適任と判断し選任いたしました。
今井 正美	○	当社の収集運搬・処分事業における一般廃棄物の主たる処分委託先である行政（東京二十三区清掃一部事務組合）にて2014年4月から2018年3月まで勤務しておりました。 当社は、行政（東京二十三区清掃一部事務組合）に、年間919百万円の取引（2021年3月期実績）が存在しています。	当社が定める「独立性判断基準」をクリアしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 東京都での長年の行政経験とりわけ廃棄物行政での豊富な経験及び社会保険労務士・行政書士としての専門的見地から、当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発信が期待され、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしていることから、監査役として適任と判断し選任いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の持続的な成長と企業価値向上に対する社内取締役の貢献意欲を高めるべく、当社に相応しい業績連動報酬制度の導入を検討しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2017年6月27日開催の第45期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（決議時の員数は9名）と決議いただいております。また、2016年6月27日開催の第44期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内（決議時の員数は3名）と決議いただいております。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等」について、以下のとおり決議しております。
・取締役の個人別の報酬等の額は、固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した取締役の報酬総額の範囲内において各取締役へ配分する。

- ・固定報酬は月例分と賞与から構成され、「役員報酬・賞与規程」の基準に従い、世間水準及び社員給与とのバランス並びに職務、資格等を考慮し、取締役会の決議を経て決定する。
- ・取締役の退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を株主総会にて決議し、直後の取締役会の決議を経て決定する。
- ・固定報酬及び退職慰労金が個人別報酬等の額の全部を占める。
- ・固定報酬のうち、月例分は取締役としての在任中に毎月固定額を支払い、賞与分は取締役としての在任中の6月と12月に支払う。
- ・退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を、役員退職日以降最も早く開催される定時株主総会に付議し、株主総会決議直後の取締役会にて決議した日から2ヶ月以内に支給する。
- ・監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した監査役の報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役や社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は配置しておりません。社外役員への連絡・情報提供等につきましては、総務部より適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治の体制は、監査役会制度採用により、株主総会のほか、取締役会、監査役会、会計監査人を会社の機関として置いております。

(取締役会)

当社の取締役会は、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会規程に基づき経営方針その他の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の遂行を監督しております。個々の役員の出席状況等は次の通りとなっております。

[取締役並びに監査役の取締役会及び監査役会の出席状況(2021年3月期)]

代表取締役	藤居 秀三	：	取締役会	16回／17回	(94%)
代表取締役	木納 孝	：	取締役会	17回／17回	(100%)
常務取締役	松浦 義忠	：	取締役会	17回／17回	(100%)
常務取締役	岡田 卓也	：	取締役会	13回／13回	(100%)
取締役	坂原 謙二	：	取締役会	17回／17回	(100%)
取締役	安藤 雅弘	：	取締役会	17回／17回	(100%)
取締役	石原 浩	：	取締役会	16回／17回	(94%)
取締役	村木 宣彦	：	取締役会	17回／17回	(100%)
社外取締役	齊藤 陽三	：	取締役会	16回／17回	(94%)
社外常勤監査役	井上 淳嗣	：	取締役会	17回／17回	(100%)、監査役会 16回／16回 (100%)
社外監査役	村谷 晃司	：	取締役会	17回／17回	(100%)、監査役会 16回／16回 (100%)
監査役	寺島 哲四	：	取締役会	17回／17回	(100%)、監査役会 16回／16回 (100%)

(監査役会)

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名全員が社外監査役で構成(2021年6月より)されており、定例の監査役会を毎月1回するほか、必要に応じて随時開催しております。監査役全員は、取締役会に出席する他、常勤監査役はその他の重要な会議に出席して、取締役等の意見聴取や資料の閲覧、主要な事業所等での往査等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。監査役会では、こうして得られた情報・報告等に基づき、監査役全員で協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の約3週間前の早期発送ができるように努めてまいります。 2021年6月24日(木)開催の第49期定時株主総会招集通知は、6月3日(木)に発送しました。 なお、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおいて5月31日(月)に早期掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年の第49期定時株主総会は6月24日(木)に開催しました。 これは、2021年3月期決算に係る株主総会の最集中日である6月29日(火)の3日前に当ります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加は投資家にも当社にもメリットがあると認識しております。しかしながら、当社の株主構成は、外国人株主や機関投資家よりも、個人株主様が多く、当社の参加により、メリットを享受していただける株主様は限られております。手数料を支払って、議決権行使プラットフォームに参加することが株主共同利益に資するかどうかは一概には判断できないと考えております。株主構成の今後の推移等を踏まえて検討を継続してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「情報開示の基本方針」「情報開示の方法」「将来の見通しに関して」「沈黙期間について」からなるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しています。 https://www.kaname-k.co.jp/ir/disclosure-policy.php	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を本決算および第2四半期決算発表後に開催いたします。2021年3月期の決算説明会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止とさせていただきますが、決算説明会資料を5月31日(月)に当社ホームページのIR情報サイトに掲載しております。 https://www.kaname-k.co.jp/ir/	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトに掲載しております。 https://www.kaname-k.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室および総務部にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「環境保全と循環型社会に貢献する企業であること」を経営理念として掲げ、快適な都市生活と資源の循環を推進するための適正な廃棄物処理と資源リサイクルを業として、お客様から信頼される質の高いサービスを提供し、関係する行政、企業、地域との共生を図り、持続発展を目指して株主と社員を大切にすることを経営方針としております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	リサイクルセンターの改廃・拡張、分別の徹底による品質向上、新たな資源化ルート開拓等により、リサイクル率の向上とさらなる再資源化を推し進めることが、環境保全活動に繋がるものと認識しております。 当社にとってのCSRとは、経営理念に基づいて行う事業活動そのものであり、当社の継続的发展と事業の拡大が社会貢献へつながるものと認識しております。 また、CSR基本方針ならびにCSRレポートを当社ホームページのIR情報サイトに掲載しております。 https://www.kaname-k.co.jp/ir/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供していくことが経営の透明性を図り、企業としての社会的責任を果たすものであると認識しており、ステークホルダーが容易にかつ公平に情報にアクセスできるよう、当社ホームページへの掲載等、積極的に情報提供してまいります。
その他	女性従業員の活躍は企業価値の向上につながると認識し、経営課題の1つとしております。女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うための「行動計画」を策定し、公表しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下であります。

a.取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報制度を周知し、法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用し法令遵守の研修等を行い、取締役が率先して行動する。
- (b) 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。
- (c) 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務執行状況を監査する。
- (d) 特に、反社会的勢力との関係については、取締役自らが襟を正し、反社会的勢力を排除する。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。
- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。

c.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程を遵守し、業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクを、事前に各部において検討の上、総合経営幹部会並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- (b) 特に、不測の危機が発生した場合には、リスク管理規程に即して、代表取締役専務を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

d.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行状況の効率性の監督等を行う。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。
- (c) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処できることとする。

e.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報体制を周知の上、社員の法令違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。
- (b) 必要に応じて、外部の専門家等を起用し、法令定款違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- (c) 反社会的勢力との対応は、反社会的勢力排除に関する規程を遵守し、不当要求等の被害を防止する体制とする。
- (d) 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- (e) 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当役員へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

f.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社の管理担当部門及び管理責任者を定め、関係会社は一定の経営上の重要事項について管理責任者へ報告を行い、特に重要と認めた事項については当社に対して付議する体制とする。
- (b) 内部監査室は、関係会社に対しても「内部監査規程」に基づく監査を行うこととする。
- (c) 監査役は会社の監査に必要な範囲で関係会社に対して報告を求め、調査を行うことができることとする。

g.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (a) 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置及びその人員について協議することとする。

h.補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。
- (b) 補助使用人の評価は監査役が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立を確保するものとする。

i.監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
- (b) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (c) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。
- (d) 監査役は、当社の監査法人より会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を適宜行う等連携を図っていくこととする。
- (e) 実効性確保のための内部監査担当との連携についても、日頃より助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。
- (f) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、下記の基本方針を定めております。

- (a) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との

関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取組みます。

- (b) 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
- (c) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- (d) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- (e) 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

反社会的勢力の排除に向けた社内体制等の整備状況

当社における反社会的勢力対応体制は、次のとおりであります。

(a) 最高責任者

会社の危機管理体制における最高責任者は代表取締役社長とし、反社会的勢力との対応において最終意思決定権を有する。なお、最高責任者は権限を役員に委譲することができる。

(b) 主管部署

反社会的勢力対応の主管部署は総務部総務人事課とし、反社会的勢力に関する各種情報収集、「反社会的勢力対応マニュアル」等の策定並びに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括する。

(c) 報告・監督

反社会的勢力との対応の処理結果について、主管部署たる総務部総務人事課は、最高責任者に必ず書面にて報告しなければならない。

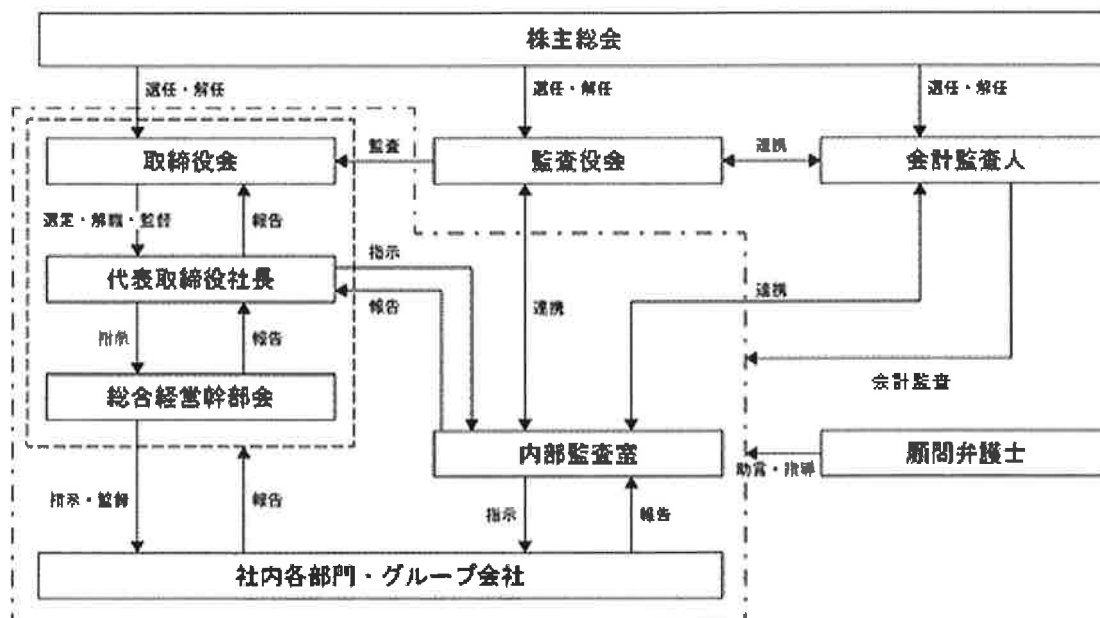
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

